

技術指針等を定める主務省令（廃棄物最終処分場）

○廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日号外厚生省令第六十一号）

最終改正：平成二三年三月三十一日 環境省令第五号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

（第二種事業の届出）

第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。次条第二項第一号及び第二条第一項において「令」という。）別表第一の六の項のイ又はロの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業（次条において「第二種最終処分場事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

（第二種事業の判定の基準）

第一条の二 第二種最終処分場事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種最終処分場事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- 一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- 二 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
 - イ 閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域
 - ロ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
 - ハ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、汽水湖その他の人の活動によって影響を受けていない、若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- 三 当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として、法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
 - イ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項に規定する指定地域
 - ロ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域
 - ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

- ニ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域
 - ホ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域
 - へ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項に規定する関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第三条に規定する区域を除く。）
 - ト 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域
 - チ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域
 - リ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
 - ヌ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域
 - ル 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域
 - ヲ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
 - ワ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - カ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域
 - ヨ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域
 - タ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁（りょう）及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断できるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
 - レ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域
 - ソ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域
- 四 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
- イ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）であつて、大気の汚染（二酸化窒素に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全リン）に関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域
 - ロ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項に規定する限度を超えている地域
 - ハ 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十六条第一項に規定する限度を超えている地域
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域
- 2 第二種最終処分場事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二種最終

処分場事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第二種最終処分場事業は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものと認めるものとする。

一 当該第二種最終処分場事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、令別表第一の六の項のイ又はロの第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

二 当該第二種最終処分場事業及び当該同種の事業が、総体として前項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

(方法書の作成)

第二条 令別表第一の六の項のイ又はロの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象最終処分場事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 対象最終処分場事業の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号イからハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別）

二 対象最終処分場事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積

三 対象最終処分場事業が実施されるべき区域（以下「対象最終処分場事業実施区域」という。）の位置

四 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

五 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

六 前各号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象最終処分場事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を法第五条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

4 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に対象最終処分場事業実施区域及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

5 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

6 事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第三条 対象最終処分場事業に係る法第六条第一項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象最終処分場事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

第四条 対象最終処分場事業に係る法第十一条第三項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。

(事業特性及び地域特性の把握)

第五条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象最終処分場事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象最終処分場事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

- イ 第二条第一項第一号から第五号に掲げる事項
- ロ 対象最終処分場事業実施区域の面積
- ハ 対象最終処分場事業の工事計画の概要
- ニ 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量
- ホ 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要
- ヘ その他対象最終処分場事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項及び別表第一において「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項及び別表第一において「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他対象最終処分場事業に関し必要な事項

2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該最終処分場事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 事業者は、第一項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるように整理するとともに、必要に応じ、関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第六条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象最終処分場事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象最終処分場事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当

該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- 一 対象最終処分場事業に係る工事の実施（対象最終処分場事業の一部として、対象最終処分場事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）
- 二 対象最終処分場事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する最終処分場の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象最終処分場事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）
- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
 - 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）
 - イ 大気環境
 - (1) 大気質
 - (2) 騒音
 - (3) 振動
 - (4) 悪臭
 - (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
 - ロ 水環境
 - (1) 水質（地下水の水質を除く。別表第一において同じ。）
 - (2) 水底の底質
 - (3) 地下水の水質及び水位
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
 - ハ 土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。別表第一において同じ。）
 - (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) その他の環境要素
 - 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。）
 - イ 動物
 - ロ 植物
 - ハ 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）
 - イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物（当該対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物を除く）をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同じ。）
 - ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条第一項第六号において同じ。）
- 4 事業者は、第一項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。
- 5 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
 - 一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである

場合

- 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- 6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあつては、必要に応じ第一項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行わなければならない。
- 7 事業者は、第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理しなければならない。
（調査、予測及び評価の手法）

第七条 対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十二条までに定めるところにより選定するものとする。

- 一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- 二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）や典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
- 四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

（参考手法）

第八条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第二において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。
 - 一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - 三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - 四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡

易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域
その他の対象

ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(調査の手法)

第九条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象最終処分場事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第二において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第二において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

4 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

5 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

6 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在す

る項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

(予測の手法)

第十条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第八条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
 - 二 予測の対象とする地域（第四項及び別表第二において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
 - 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第二において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
 - 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯
- 2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
 - 3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象最終処分場事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、中間的な時期での予測を行うものとする。
 - 4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
 - 5 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象最終処分場事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。
 - 6 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象最終処分場事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(評価の手法)

第十一条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象最終処分場事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じ

その他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。
この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

- 二 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(手法選定に当たっての留意事項)

第十二条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。

2 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

(環境保全措置に関する指針)

第十三条 対象最終処分場事業に係る法第十二条第二項に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第十七条までに定めるところによる。

(環境保全措置の検討)

第十四条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、当該事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

(検討結果の検証)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減する技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象最終処分場事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

(検討結果の整理)

第十六条 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理しなければならない。

- 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階に

おける環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理しなければならない。

(事後調査)

第十七条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象最終処分場事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
 - 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
- 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

- 一 事後調査を行うこととした理由
- 二 事後調査の項目及び手法
- 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- 四 事後調査の結果の公表の方法
- 五 関係地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
- 六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
(準備書の作成)

第十八条 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象最終処分場事業に係る準備書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
 - 二 対象最終処分場事業実施区域の面積
 - 三 対象最終処分場事業の工事計画の概要
 - 四 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要
 - 五 前各号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 第二条第二項から第六項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象最終処分場事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第二条第三項中「資料」とあるのは「資料及び第五条第三項の規定による聴取又は確認」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第十八条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「法第五条第一項第四号」とあるのは「法第十四条第一項第五号」と、同条第六項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十四条第二項において準用する規定」と読み替えるものとする。
- 3 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第九条第六項において比較できるようにしなければならないとされ

た事項、第十条第五項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第十一条において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

- 4 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第十四条の規定による検討の状況、第十五条の規定による検証の結果、第十六条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容を記載しなければならない。
- 5 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第十七条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。
- 6 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハマまでに掲げる事項の概要を一覧できるよう取りまとめて記載しなければならない。

(評価書の作成)

第十九条 前条の規定は、法第二十一条第二項の規定により事業者が対象最終処分場事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

- 2 事業者は、法第二十一条第二項の規定により対象最終処分場事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象最終処分場事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。
- (評価書の補正)

第二十条 事業者は、法第二十五条第二項の規定により対象最終処分場事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象最終処分場事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

附 則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十二日）から施行する。

附 則〔平成十一年六月一日厚生省令第六四号〕

この省令は、環境影響評価法〔平成九年六月法律第八一号〕の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附 則〔平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則〔平成一三年一二月一四日環境省令第三九号〕

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律〔平成一三年六月法律第七三号〕の施行の日（平成十三年十二月十五日）から施行する。

附 則〔平成一五年三月二七日環境省令第九号〕

この省令は、自然公園法の一部を改正する法律〔平成一四年四月法律第二九号〕の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。ただし、第一条の二第一項第三号カの改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律〔平成一四年七月法律第八八号〕の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

附 則〔平成一六年一二月一五日環境省令第二六号〕

この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律〔平成一六年六月法律第一〇九号〕の施行の日〔平成一六年一二月一七日〕から施行する。

附 則〔平成一七年三月二九日環境省令第八号〕

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律〔平成一六年五月法律第六一号〕の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則〔平成一八年三月三〇日環境省令第一一号〕

- 1 この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 事業者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第七条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象最終処分場事業については、この省令による改正後の廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法

を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「改正省令」という。）第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 事業者が施行日前に法第十六条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象最終処分場事業については、改正省令第二条から第十九条第一項までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 事業者は、施行日前においても、改正省令第二条から第十八条までの規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 5 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象最終処分場事業については、施行日において、改正省令の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。

附 則〔平成二二年三月二九日環境省令第四号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二三年三月三一日環境省令第五号〕

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律〔平成二二年五月法律第三十四号〕の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

別表第二 参考手法（第八条関係）

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働（陸上埋立）	一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況	一 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、二酸化窒素に係る環境基準に定める二酸化窒素の測定の方法による情報、前号ロについては、	二 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域	四 予測対象時期等 窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立）	四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
いおう酸化物	建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）	一 調査すべき情報 イ 二酸化いおうの濃度の状況 ロ 気象の状況	一 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立）	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、大気の汚染に係る環境基準に定める二酸化いおうの測定の方法による情報、前号ロについては、気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法によ	二 予測地域 調査地域のうち、いおう酸化物の拡散の特性を踏まえていおう酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 いおう酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域におけるいおう酸化物に係る環境影響

		<p>る情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 いおう酸化物の拡散の特性を踏まえていおう酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 いおう酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるいおう酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 いおう酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるいおう酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 いおう酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
粉じん等	<p>建設機械の稼働(陸上埋立)</p> <p>建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)</p> <p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 粉じん等の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大になる時期</p>

	船舶の運航 (水面埋立)		
騒音	建設機械の稼働(陸上埋立)	一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(前号イについては、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)	三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
	埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)	四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
		五 調査期間等 騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	浸出液処理設備の稼働(陸上埋立)	一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算
	浸出液処理設備の稼働(水面埋立)	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(前号イについては、騒音規制法第四条第一項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
		三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
			四 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期

		<p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 道路の沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 騒音の発生特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	
振動	<p>建設機械の稼働（陸上埋立）</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働（陸上埋立）</p> <p>浸出液処理設備の稼働（陸上埋</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査区域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係</p>

	立)	<p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の発生特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地盤の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の発生特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
悪臭	廃棄物の存在・分解	<p>一 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（臭気指数については、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第五条の規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報）の収集並</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p>

		びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
水の汚れ	最終処分場の存在（水面埋立）	一 調査すべき情報 イ 化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況 ロ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イの状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査の期間並びに時期及び時間帯 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	一 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期
	浸出液処理水の排出	一 調査すべき情報 イ 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあっては化学	一 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解

		<p>的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況</p> <p>ロ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査の期間並びに時期及び時間帯 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>
水の濁り	<p>造成等の施工（陸上埋立）</p> <p>護岸等の施工（水面埋立）</p> <p>浸出液処理水の排出</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） ロ 流れの状況 ハ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必</p>	<p>一 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 浮遊物質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

		<p>要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	
有害物質等	浸出液処理水の排出	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 有害物質等の状況</p> <p>ロ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質等の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>
地下水の流れ	<p>造成等の施工（陸上埋立）</p> <p>最終処分場の存在（陸上埋立）</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地下水の状況</p> <p>ロ 地下水の利用状況</p> <p>ハ 地形及び地質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域に</p>

		<p>係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>おける地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>造成等の施工（陸上埋立）</p> <p>護岸等の施工（水面埋立）</p> <p>最終処分場の存在（陸上埋立）</p> <p>最終処分場の存在（水面埋立）</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の概況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査区域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地	<p>造成等の施工（陸上埋立）</p> <p>護岸等の施工（水面埋立）</p> <p>最終処分場の存在（陸上埋立）</p> <p>最終処分場の存在（水面埋立）</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 ロ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生</p>

		<p>三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
重要な種及び群落	造成等の施工（陸上埋立）	<p>一 調査すべき情報 イ 河川又は湖沼にあっては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、海域にあっては、海藻類その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	護岸等の施工（水面埋立）		
	最終処分場の存在（陸上埋立）	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
	最終処分場の存在（水面埋立）		
地域を特徴づける生態系	造成等の施工（陸上埋立）	<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p>
	護岸等の施工（水面埋立）		

	立) 最終処分場の存在(陸上埋立) 最終処分場の存在(水面埋立)	若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在(陸上埋立) 最終処分場の存在(水面埋立)	一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な人と自然との触れ合いの活	造成等の施工(陸上埋立)	一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又

動の場	護岸等の施工（水面埋立）	ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	最終処分場の存在（陸上埋立）	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	最終処分場の存在（水面埋立）	三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の地域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
建設工事に伴う副産物	造成等の施工（陸上埋立）	一 調査すべき情報 イ 地形の状況 ロ 土地利用の状況 ハ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 ニ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握
	護岸等の施工（水面埋立）	二 調査地域 対象最終処分場事業実施区域並びに前号ハ及びニの情報を適切に把握するために必要な地域	二 予測地域 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間
メタン	廃棄物の存在・分解	一 調査すべき情報 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 対象最終処分場事業実施区域 三 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期
備考			
<p>一 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立の用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。</p> <p>二 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>三 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定</p>			

められている物質をいう。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望するための場所をいう。

八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別記様式（第一条関係）

〔省略〕